

「令和8年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務」に係る公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）2月2日

札幌市長 秋 元 克 広



記

1 担当部局

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課
電話（011）211 - 2278

2 契約に関する事項

(1) 業務名

令和8年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務

(2) 業務内容

働き方改革や人材確保に課題を抱える市内中小企業等（以下「企業等」という。）を支援するため、札幌市事業者向けワンストップ相談窓口の機能の一つとして「札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター」（以下「はたサポ」という。）を運営し、事業者からの相談にワンストップで対応可能な体制を構築するほか、多様な働き方を実現するテレワークの活用や人材確保に向けた求人広告媒体の活用支援、企業の働き方改革に関する取組内容・成功事例の情報発信等を図ることで、誰もが働きやすい職場環境の普及拡大及び人材確保・人材定着による企業の人手不足解消を目指す。

また、賃上げ応援補助金の実施により、企業の賃上げや生産性向上を支援する。

詳細は「令和8年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務 企画提案仕様書」による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）

(4) 契約に至るまでの流れ

- ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付
- イ 書類審査の実施（企画提案書提出者が5者以上の場合）
- ウ 企画提案プレゼンテーションの実施
- エ 企画競争実施委員会による審査
- オ 上記エの審査で評価が最も高い1者を契約候補者として選定
- カ 上記オの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、企画競争の応募方法及び提出書類の詳細については、「令和8年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運営業務提案説明書（企画提案募集要領）」及び「企画提案仕様書」による。

3 応募資格

(1) 応募者の範囲

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人（以下「団体等」という。）とする。

(2) 応募者の条件

応募する事業者は次の全ての要件を満たしていなければならない。詳細は、「令和8年度札幌市働き方改革・人材確保サポートセンター運營業務提案説明書（企画提案募集要領）」による。

ア 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有しているもの

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの

ウ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと

エ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの

オ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの

カ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと

キ 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと

ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの。

ケ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しないもの

コ 宗教団体（宗教法人法2条の規定によるもの）に該当しないもの

サ 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること。

シ 複数企業による共同企業体（JV）での応募ではないこと。

4 仕様書等の取得方法

札幌市ホームページに公開する。